

議 案 第 28 号

松戸市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を行うため。

松戸市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の退職管理に関する条例（平成28年松戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、市の職員（条件附採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）であった者であつて、離職後に再就職したものの退職管理に関し必要な事項を定めることにより、職員の退職管理の適正化を図り、もって公務の公正性及び市民の信頼を確保することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、市の職員（条件附採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）であった者であつて、離職後に再就職したものの退職管理に関し必要な事項を定めることにより、職員の退職管理の適正化を図り、もって公務の公正性及び市民の信頼を確保することを目的とする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。